

令和 3 年度多面的機能支払交付金制度  
活動組織説明会資料

令和 3 年 9 月 14 日

高知県農業振興部農業政策課

## 説明の主な内容

### 1 事業の概要、活動実施に係る留意点等

- ・制度のあらまし
- ・円滑な組織運営のためのポイント
- ・作業中の安全管理について
- ・農政局長賞について

### 2 活動組織の取り組み事例の紹介

- ①日高村水と環境を守る会（日高村）
- ②土佐天空の郷保全会（本山町）

### 3 その他

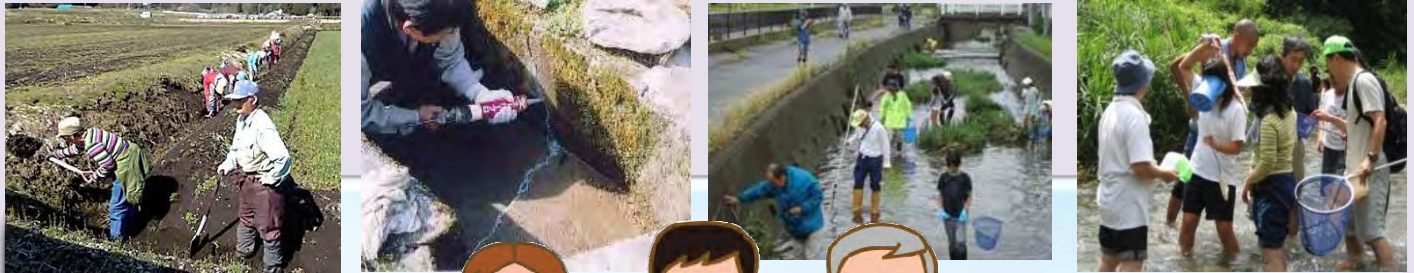
# 1 事業の概要、活動実施に係る留意点等

令和3年度



高めよう 地域協働の力!

# 多面的機能支払交付金のあらまし



令和3年4月

# 農林水産省



# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

## 1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

### 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等

### 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P4)

【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P4)

多面的機能支払交付金

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動

【活動例】



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P6)

【活動例】



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新

3) 組織の広域化・体制強化 (P7)

## 2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織※のいずれかを設立する必要があります。

### 農地維持支払交付金

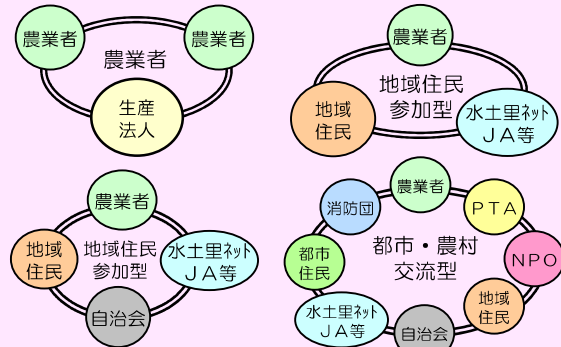
#### 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

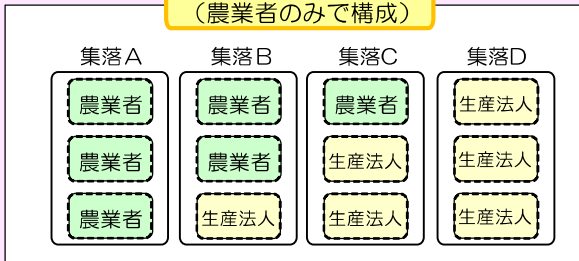
#### 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

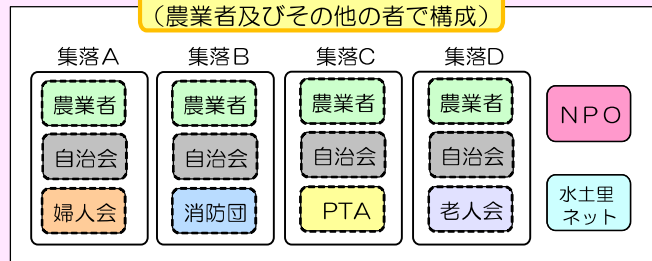
活動組織の例



広域活動組織の例  
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例  
(農業者及びその他の者で構成)



### 資源向上支払交付金

- 共同活動  
農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織
- 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化  
農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

#### ※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 4~16万円/年・組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。



### 3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

#### 農地維持支払交付金

##### ① 地域資源の基礎的な保全活動

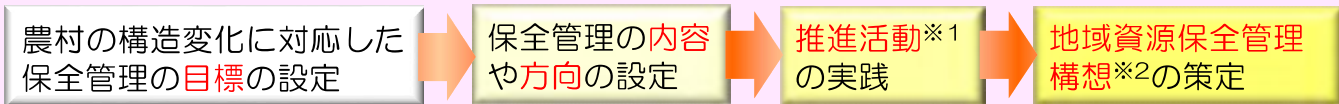
活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

<p>点検・計画策定</p>  <p>施設の点検</p>  <p>年度活動計画の策定</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>農地法面の草刈り</p>  <p>水路の泥上げ</p>  <p>ため池の草刈り</p>  <p>農道の路面維持</p>
<p>研修(例)</p>  <p>組織運営に関する研修</p>  <p>作業安全に関する研修</p>	

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

##### ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）






- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

## 資源向上支払交付金（共同）

### ①施設の軽微な補修






活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>   <p>水路のひび割れ補修 農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
---	--	--	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

### ②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>    <p>水質調査 グリーンベルトの設置 外来種の駆除</p>
---	---	---

### ③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施<sup>※1</sup>します。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施<sup>※2</sup>します。

<p><b>a：遊休農地の有効活用</b></p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p><b>b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</b></p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や<b>鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理</b>、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p><b>c：地域住民による直営施工</b></p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p><b>d：防災・減災力の強化</b></p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p><b>e：農村環境保全活動の幅広い展開</b></p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p><b>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</b></p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p><b>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</b></p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p><b>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</b></p>	
<p><b>i：広報活動</b></p>	

令和3年度改正






※1 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、**9** 広報活動の実施を任意としています。



## 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)			更新等(例)	
				
摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布	未舗装農道の舗装	漏水箇所の補修	コンクリート水路の更新	ゲート、バルブの更新

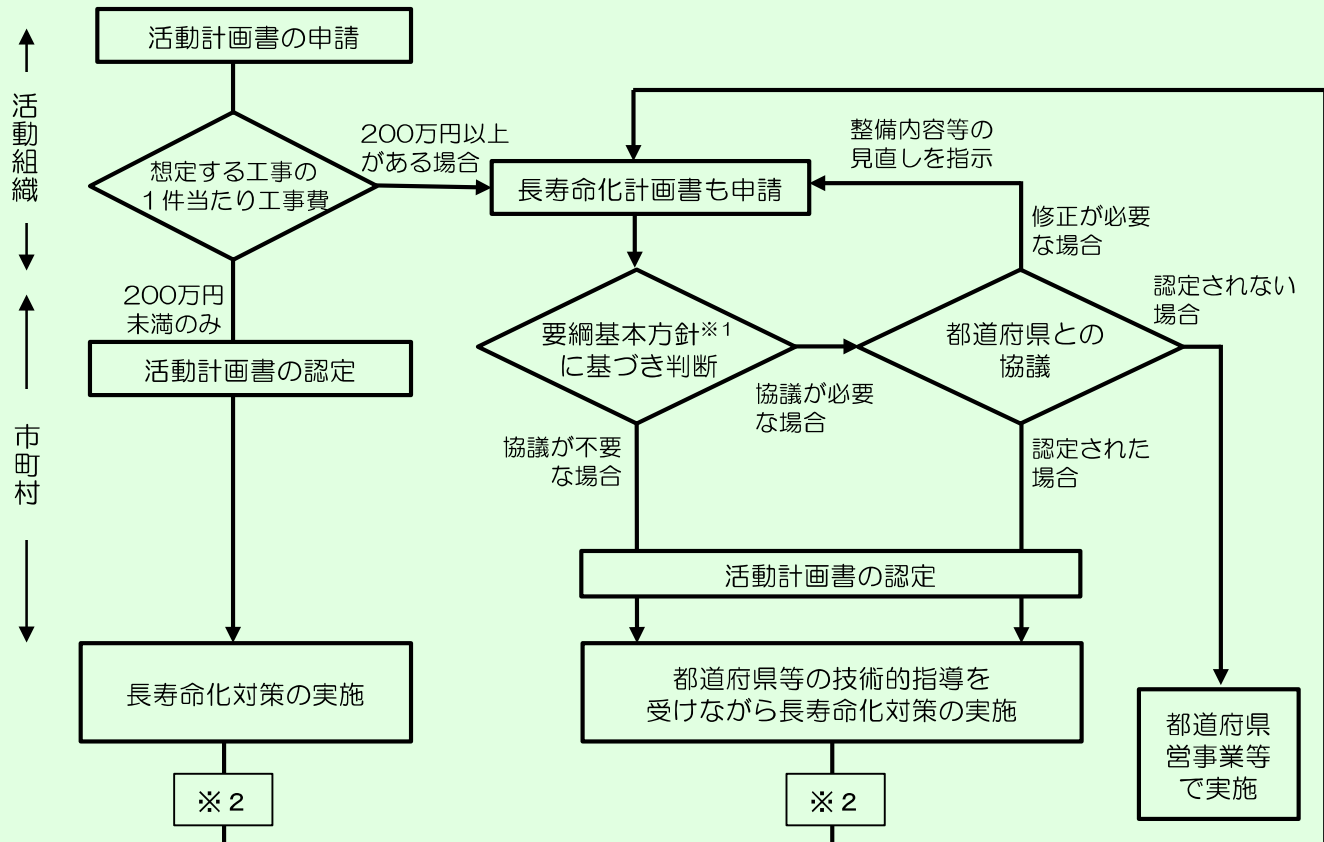
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したものの。

### ○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

## 組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

## 4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

### 農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地\*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

## 5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※ <sup>8</sup>	②資源向上支払 (共同※ <sup>1,2,3</sup> )	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※ <sup>4,5,6</sup> )	①、②及び③に取り組 む場合※ <sup>7</sup>
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※ <sup>9</sup>	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※ <sup>1,2,3</sup>	①+②	③※ <sup>4,5,6</sup>	①+②+③※ <sup>7</sup>
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※ <sup>9</sup>	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

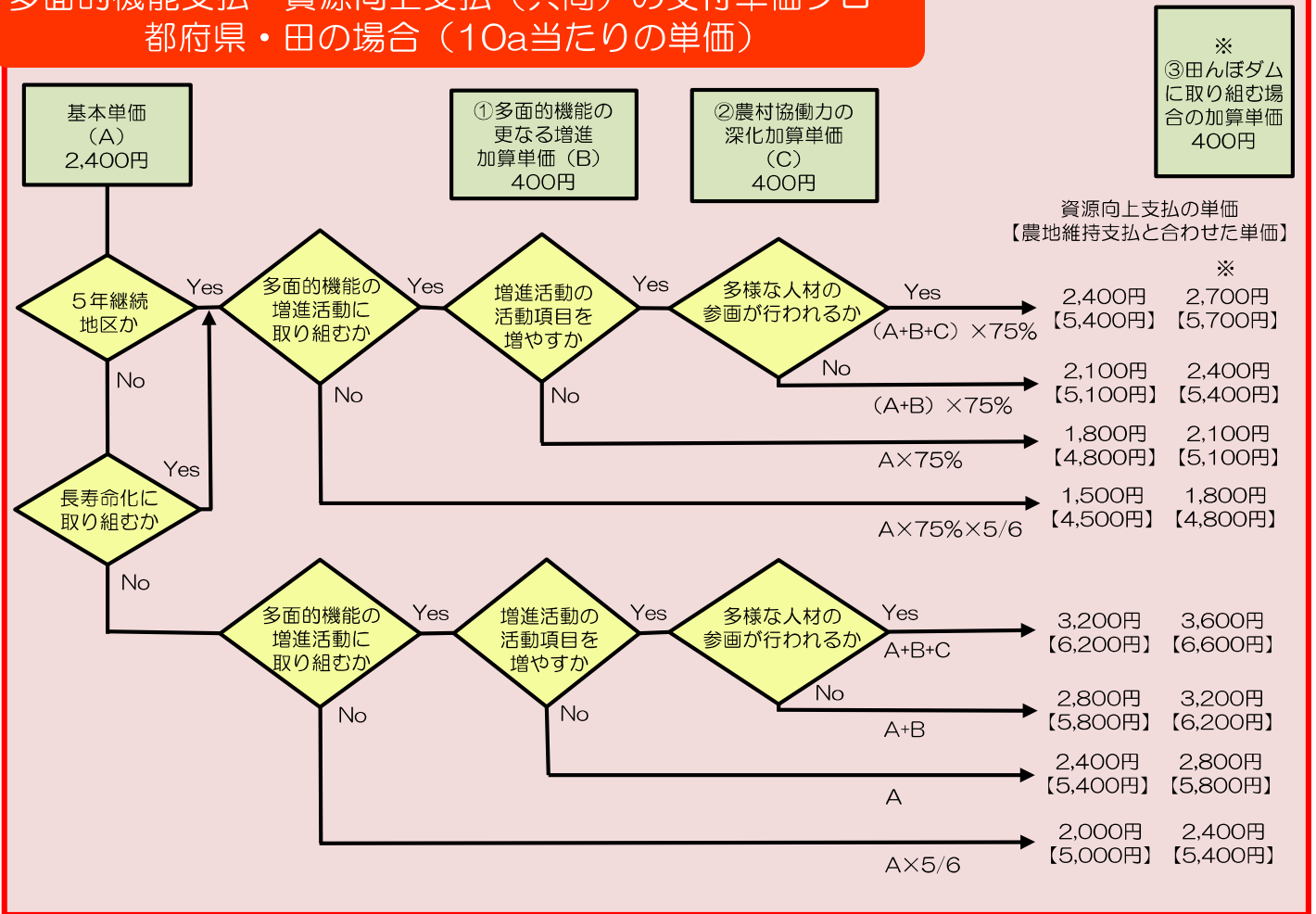
※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※9：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー  
都府県・田の場合（10a当たりの単価）



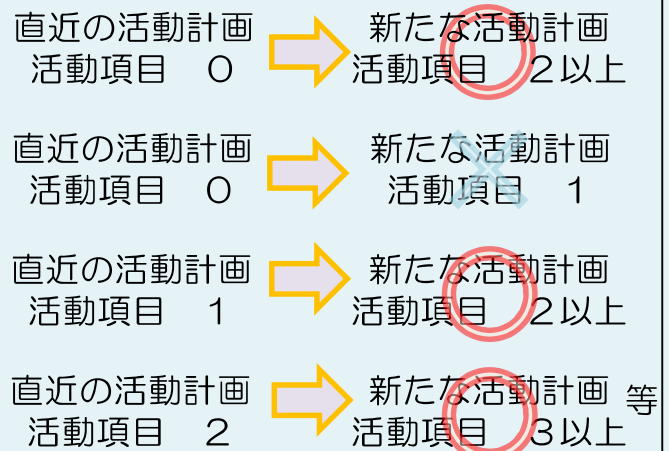
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P5）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。  
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。



加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、①に更に単価の加算を行います。

①に更に加算する単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
 ※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

<条件> ※全て満たす場合

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数※1の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割※2）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※1 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。  
 ※2 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

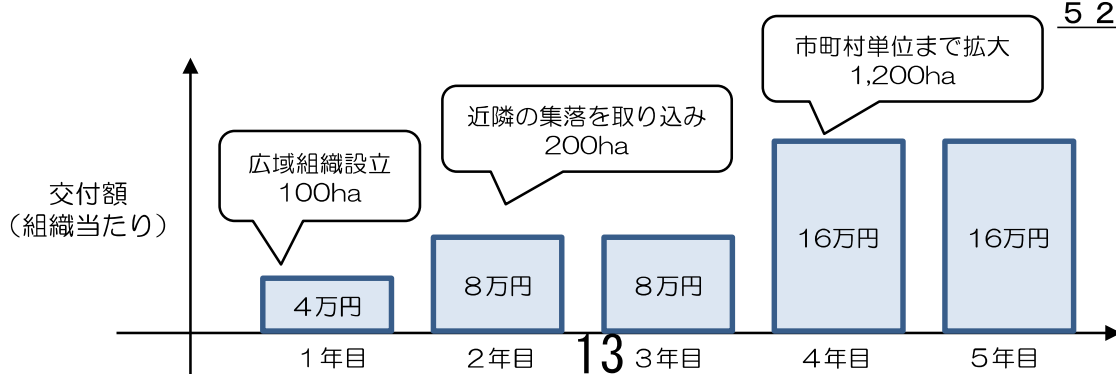
活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、広域活動組織（P3）の面積規模等に応じた交付額とするとともに、最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援することとします。

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または50ha以上200ha未満	3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。  
 ※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。  
 ※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計  
52万円/組織





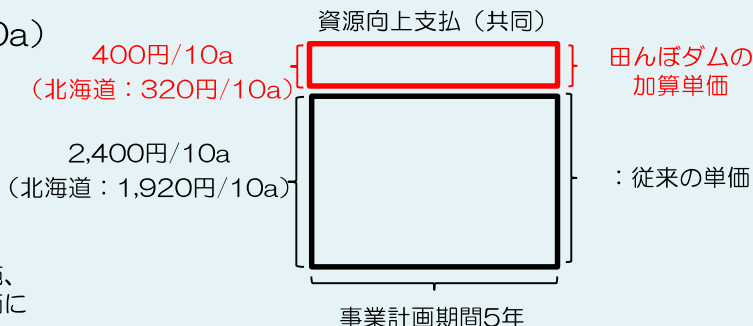
加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

令和3年度拡充

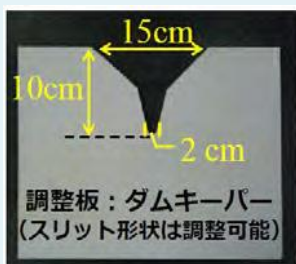
大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
 ※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例

写真：新潟市

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。



## 6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

### ① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

### ② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

### ③ 申請書類の提出

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

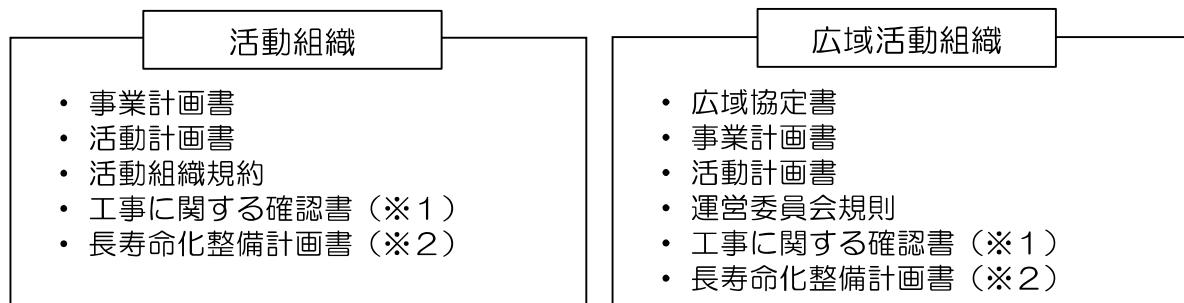
事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

令和3年度改正

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。



（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

### ④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

### ⑤ 活動の記録・報告

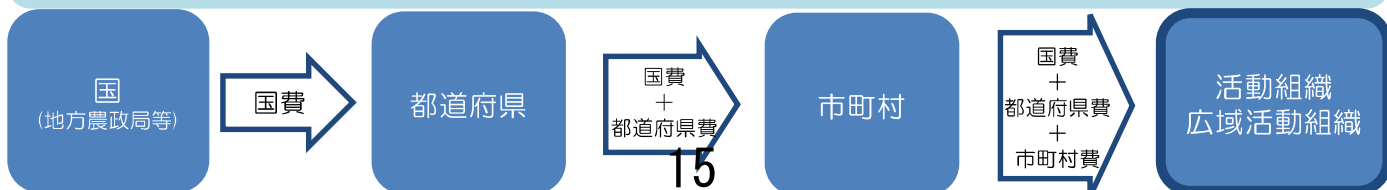
日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

令和3年度改正

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

## 7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



## 8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

### ① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、  
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

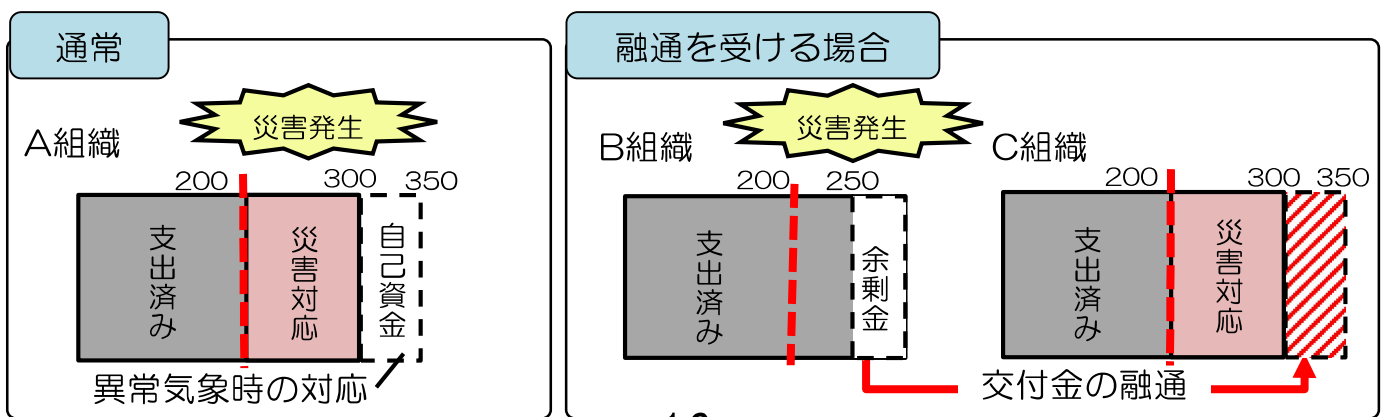
### ② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

### ③ 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



## 多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、J A、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

令和3年度拡充関連

(Q5) 新たに創設された「田んぼダムへの取り組みに向けた支援」の加算措置に取り組みない場合は、「水田の貯留機能向上活動」や「防災・減災力の強化」には取り組めないのでしょうか。

(A) 加算措置に取り組みない場合、例えば加算措置対象となる面積要件を満たさない場合や、田んぼダム以外の「水田の貯留機能向上活動」に取り組む場合でも、従来どおり「水田の貯留機能向上」や「防災・減災力の強化」として取り組むことが可能です。

# 提出／保管書類の見直しについて

①実施要綱・要領において提出を義務づけていない書類は、市町村での保管は義務ではありません。ただし、対象組織において作成・保管が必要な場合があります。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書	○	×
総会資料	○	×
総会議事録	○	×
通帳の写し	○	×
活動写真	×	×

### 書類の比較

**提出を義務づけている書類**

- ・市町村での保管が必要

**提出を義務づけていない書類**

- ・市町村での保管は必要なし
- ・必要なら組織から預かり、返却

「○」・・・義務あり、「×」・・・義務ではない

②法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人など）は、金銭出納簿の市町村への提出が不要です。

エスディージーズ

## 多面的機能支払交付金 × SDGs

多面的機能支払交付金の活動は、農業・農村の維持・発展を通じて、SDGsの実現に貢献しています。



農地周りの草刈り



生物の生息状況の把握

SDGsの目標にどんな活動が関わっているか考えてみましょう！

### SDGsとは？

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた持続可能な世界を実現するための17の目標から構成。





# お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
（電話）03-3502-8111（内線5618）  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

## 多面的機能支払メールマガジン

### 農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。  
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

#### 【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスからご登録ください。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>





# 交付金を活用した災害復旧活動の事例(農道の仮復旧)

- ・河川の氾濫により農道の路盤が流失し、車両の通行が不可能
- ・上流からの土砂や石で河川が埋没しているため、河川の水が農道を流れている
- ・樹園地内にも土砂等が流入している

【復旧前】



樹園地  
(文旦)

河川

農道

樹園地(文旦)

樹園地(文旦)

農道

河川



【復旧後】



- ・活動組織の構成員自らが、農道に隣接する樹園地内に農道を仮復旧
- ・樹園地内の文旦の木を一部伐採した後、碎石や砂利を敷き均し、被災の翌々日には車両の通行が可能となった



高めよう 地域協働の力！

改訂版



# 多面的機能支払交付金 円滑な組織運営のためのポイント

～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

- ポイント 1 構成員の合意形成をしっかり行う
- ポイント 2 役員が行う事務はお互いに確認し合う
- ポイント 3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年〇月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〇〇県〇〇部〇〇課 市町村〇〇課等



# 1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

## 合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

### (1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します（毎年度1回以上）

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答  
話し合い



議決



総会等で決まったことなどを議事録（メモ）にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

## (2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

### A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします

合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）  
※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い



決定

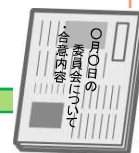


合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。  
・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。



### B 集落

左と同じ

### C 組織

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になる  
ケースも...

ポイント

## 2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。

**悪い**

**役員一人で管理・処理**

代表他の役員の関与なし

印鑑

会計役

金銭出納簿

通帳

工事発注

領収書

日当受領証

現金

監査役  
の不在

こんなことを  
招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合  
交付金の返還、  
刑事罰を受ける  
ケースも・・・

**良い**

**複数の役員で管理・処理**

確認

確認・決裁

印鑑

役員

会計

代表

報告

監査

監査役

金銭出納簿

通帳

工事発注

領収書

日当受領証

現金

役員が行う事務を互いに確認することにより、適切な運営が可能に

※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。



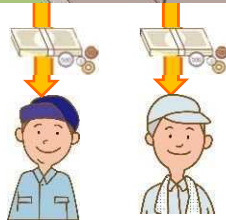
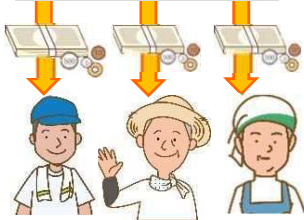


### 3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成  
(ポイント1の場の活用)

#### 対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用  
・揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

#### 日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、管理しましょう。※

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	Ⓜ	12/1

※金融機関への振込により支払う場合、振込受領書によって代えることもできます。

#### 代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※



## 役立ち情報

# 活動を地域内外の人へ情報発信しましょう



- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを利用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

## 広報誌・SNS等での情報発信



ホームページ、  
SNS、  
広報誌など



活動内容の発表会、  
イベント開催時の  
パネル展示など

### 【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙  
・SNSなど  
※自ら情報発信



地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・  
メルマガへの投稿など  
※あいのりして情報発信



組織構成員

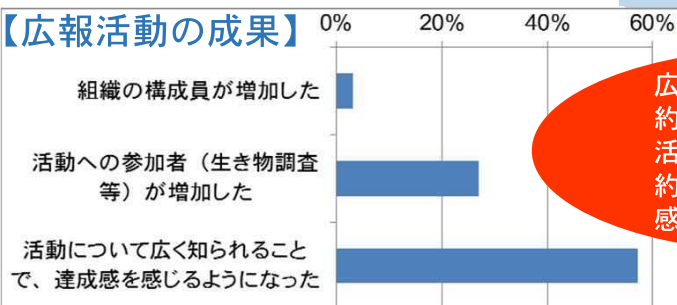
○活動組織の構成員自身の理解向上

○地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

### 【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の  
約30%の組織で構成員や  
活動の参加者が増加!  
約57%の組織で達成感を  
感じるようになった!

活動に参加してくれる  
人が増えたなあ



※広報活動は、平成29年度から新規又は再認定組織において資力向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は必須

## 多面ロゴマークをご活用ください!!

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai/nouson\\_furusato\\_hozen/H29/pdf/logo.docx](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/H29/pdf/logo.docx)



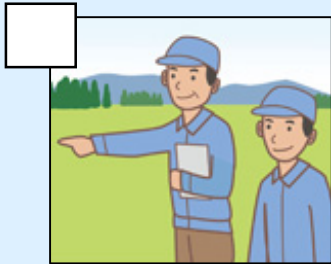
高めよう 地域協働の力! 6

# 多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

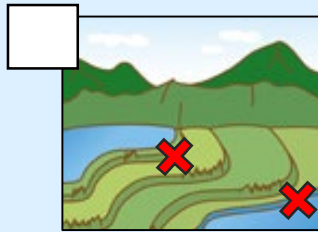
共同活動前に安全確認を行い、  
事故の発生を防止しましょう

## 安全確認チェックリスト

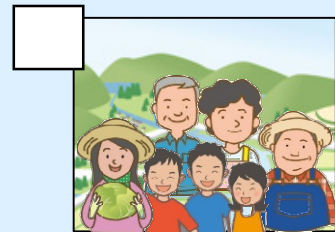
事前  
チェック



活動場所の下見をして  
作業環境を確認しましたか。



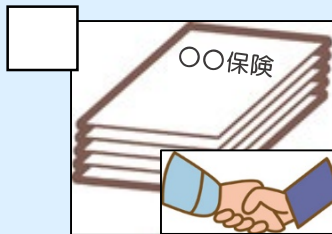
危険な箇所については、  
テープ等で印を付けたり、  
作業マップにマーキング  
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練  
度等を考慮して作業計画(分  
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作  
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り  
ましたか。

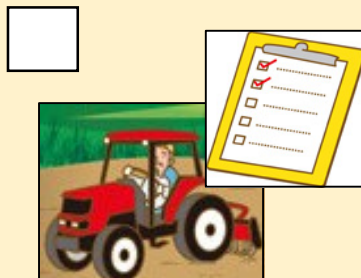


緊急連絡表は作成しまし  
たか。

当日  
チェック



参加者に危険な箇所の説明  
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検  
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯  
はしましたか。

# <作業中の服装チェック>



ヘルメットは被りましたか？

長袖、長ズボンは着用しましたか？

手袋、長靴等は着用しましたか？

防護メガネは着用しましたか？

## 草刈作業中の留意点

### 1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

### 2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

### 3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

### 4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。

### 5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

### 6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

### 7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。





## 活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
  - ・ 最寄りの医療機関（複数）
  - ・ ご家族の連絡先
  - ・ 保険会社



## 活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

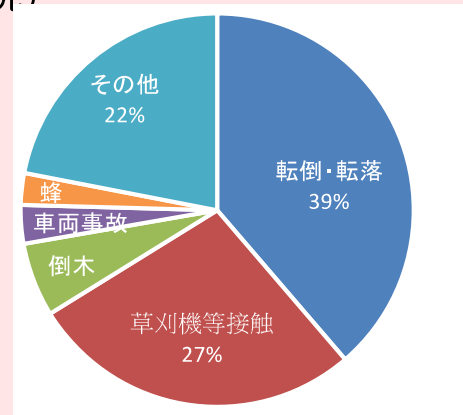
## 活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲~~示~~したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

## ■ 事故の傾向（平成24年度～令和2年度の発生状況）

平成24年度から令和2年度に350件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（39%）及び草刈機等の接触（27%）で過半数を占めています。

樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがあります。また、障害事故のみならず、物損事故も増加しており、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

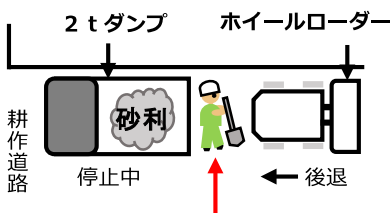
**活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています**

## ■ 事故の例



（雑木の伐採）

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：雑木の伐採・除去作業
- ・事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。
- ・被災状況：重体の後、死亡
- ・発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法（作業面反対側への切り込み）の周知不足。



スコップで砂利敷き作業中に挟まれた

（路面の維持）

- ・活動項目：路面の維持
- ・作業内容：砂利敷き作業
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

## 多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰 受賞組織一覧

この表彰は、中国四国農政局管内において、水路や農道等の地域資源の保全管理、生産条件不利地における農業生産活動等の維持及び環境保全効果の高い営農活動など、農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を支援する事業に取り組まれている組織等を対象に、優良な取組について表彰を実施しています。

平成 26 年度に多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰制度を創設し、多面的機能支払と中山間地域等直接支払を対象に実施していましたが、平成 27 年度より環境保全型農業直接支払を新たに加え、3 制度で実施することとなりました。

過去の受賞組織は以下のとおりです。

(令和2年1月時点)

年 度	県・市町村名	受 賞 組 織 名	受賞区分
R 1	<b>多面的機能支払部門</b>		
	島根県江津市	あといち 跡市環境保全組合	最優秀賞
	山口県長門市	長門市農地・水・環境保全組織 へき保全管理協定	最優秀賞
	鳥取県南部町	しみずがわ 清水川農地・水・環境保全向上対策協議会	優秀賞
	岡山県和気町	かみかた 加三方地域資源保全会	優秀賞
	広島県庄原市	およう 小用環境保全会	優秀賞
	香川県三豊市	とよなか 豊中環境保全会	優秀賞
	愛媛県愛南町	ひろみ 広見地域資源保全隊	優秀賞
	高知県須崎市	あわびかん 安和美環推進會	優秀賞

年 度	県・市町村名	受 賞 組 織 名	受賞区分
R 1	<b>環境保全型農業直接支払部門</b>		
	広島県世羅町	<small>てらおか</small> 寺岡有機農場有限会社	最優秀賞
	高知県四万十町	<small>しまんと</small> 四万十有機部会	最優秀賞
	鳥取県八頭町、 鳥取市	<small>たなか</small> 有限会社 田中農場	優秀賞
	島根県松江市	農事組合法人 <small>しもこし</small> ゆとりの里下古志ファーム 13	優秀賞
	香川県高松市、 丸亀市、三豊市、 小豆島町	<small>ゆうき</small> かがわ有機ネットワーク	優秀賞
H30	<b>多面的機能支払部門</b>		
	山口県田布施町	<small>たぶせちょう</small> 田布施町地域広域協定	最優秀賞
	鳥取県琴浦町	<small>とうはくみどり</small> 東伯水土里保全会	優秀賞
	島根県安来市	<small>ながた</small> 永田集落農地・水保全管理活動組織	優秀賞
	香川県三木町	<small>こみの</small> 小籠猫の手クラブ	優秀賞
	高知県南国市	<small>いなぶ</small> 稲生環境保全の会	優秀賞
	<b>中山間地域等直接支払部門</b>		
	高知県本山町	<small>よしのぶ</small> 吉延集落協定	最優秀賞
	島根県邑南町	<small>くちば</small> 口羽広域集落協定	優秀賞
	山口県山口市	<small>よしきはた</small> 吉敷畑集落協定	優秀賞
	香川県土庄町	<small>からと</small> 唐櫃地区集落協定	優秀賞



令和元年度 多面的機能発揮促進事業  
中国四国農政局長表彰 最優秀賞組織

【多面的機能支払】

あといちかんきょうほぜんくみあい しまねけんこうつし  
「跡市環境保全組合」 (島根県江津市)

(1) 認定農用地面積：48.5ha  
(田：44.4ha、畑：4.1ha)

(2) 組織構成：  
20集落（農家103戸、非農家36戸）  
農業者、農業者団体、まちづくり  
協議会、自治会、婦人会、消防  
団、JA、ボランティア団体等で構成



【地区の概要】

本地域は江津市の市街地より南に6km程離れた山間農業地域で、農地が点在しており、主に個人営農により水稻栽培をしています。

高齢化・人口減少が進むなか、平成19年度に本地域の4町内に点在する20集落で本組合を設立し、跡市地域にある「跡市地区まちづくり協議会」と相互に連携し、地域全体で広域的に活動を続けています。

地域全体の共同活動を通じて、先祖代々の農地は「個人で守る」という意識から、地域住民が協働し、「跡市地域全体で守る」という意識へと醸成されました。

【主な取り組み内容】

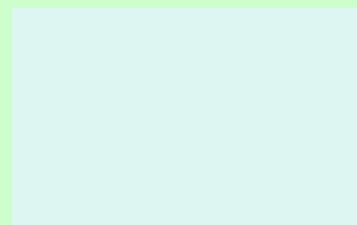
- 個人では管理できない農道や水路の草刈りや泥上げを共同活動により効率的に維持管理をしています。草刈りや泥上げ等の維持管理活動は、各集落単位で地域住民も参加して実施しています。  
H25年8月に豪雨災害により甚大な被害を受けましたが、本交付金を活用して水路や農道に流入した土砂の撤去や、用水確保のため仮配水管の布設等の応急対応により、集落内の営農を継続することができました。以来、地域全体の防災意識が高まり、災害時の迅速な対応ができるような体制づくりを進めています。
- 「農地を守り、次世代へつなぎたい」をキーワードに跡市地域の将来を「農地保全」の面から考える機会として「ワークショップ」を開催し、「農地保全に関する必要性」などについて継続して議論をしています。
- 人口減少に伴い衰退していた地域に伝わる『田植え囃子』を、構成員である「跡市田植えばやし保存会」が中心となり、農村の伝統文化を次世代へ継承する活動として取り組んでいます。活動を通じて農村コミュニティーの強化が図られているだけでなく、近年では『田植え囃子』に合わせて田植えを行う『花田植え』の早乙女に地区外からも応募があり、また、地域内外からの見学客は100人にも上るなど、地域の活性化にもつながっています。



豪雨災害時の応急対応



推進活動(ワークショップ)



花田植え

令和元年度 多面的機能発揮促進事業  
中国四国農政局長表彰 最優秀賞組織

【多面的機能支払】

ながとしのうち みず かんきょうほぜんそしき  
「長門市農地・水・環境保全組織」

ほぜんかい かんりきょうてい やまぐちけんながとし  
へき保全会管理協定」 (山口県長門市)



(1) 協定農用地面積：388ha  
(田：388ha)

(2) 組織構成：  
掛淵川における22箇所  
(農家計375戸、農業生産法人等で構成)

【地区の概要】

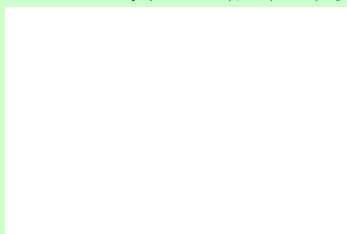
本地区は県北西部にある長門市のほぼ中央部に位置する山間農業地域です。平成19年度から、2級河川掛淵川水系で取り組む2つの活動組織が、高齢化や不在地主の増加、担い手への負担の増大などにより活動の継続が困難になってきたことを理由に、平成24年度に活動内容の充実と事務作業の省力化等のため合併して広域組織となる本管理協定を設立しました。

本管理協定は掛淵川水系でまとまっており、掛淵川からの取水堰：堰（いで-井手・井堰）という単位(全22堰)で、現在、旧日置町の農振農用地の半分以上の農地において活動しています。また、認定農用地の3割以上で中山間地域等直接支払交付金にも取り組んでおり、各交付金の活動で相互調整を行い、両交付金を効率的に執行しています。

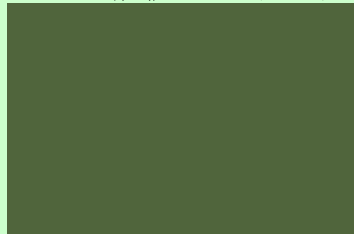
本活動が高齢者農家や担い手の支援・育成・確保、担い手の作業省力化、ひいては農地の集積による経営規模拡大の一助になることを期待しています。

【主な取り組み内容】

- 各堰の水掛に張り付く農用地を各農家と8法人が営農しています。農用地周りの農業水利施設の軽微な補修等は各農家と法人が個別に直営対応していますが、対応できないものは、各堰関係者からの相談に応じて本組織が対応しています。また、農用地周りは、管理協定の活動として維持・保全し、担い手の草刈り等の作業省力化に貢献しています。
- 地元日置小学校と連携して餅米の種まき・田植えから収穫・試食まで、伝統的な農作業体験を実施しています。近年ではあまり見られなくなった”はぜ掛け”や”としゃく”を制作して昔ながらの田園風景を再現しているほか、収穫後の稲藁で”しめ縄”を作り、農村の伝統文化に触れる機会を設けています。
- 日置小学校の生き物調査では、日置出身の水生昆虫の専門家に協力してもらい、生息する生物の種類から川の水質状況を判断したり、生物の種類、個体数を確認したりするなど、自然と触れ合う活動を行っています。また、日置中学校と連携して用排水路の清掃活動を実施するなど、地域の小中学校と連携した農村環境保全活動に継続して取り組んでいます。



草刈り作業



小学校と連携した生き物調査



としゃくの制作作業

\*\*\*\*\*

多面的機能支払 メールマガジン

「農村ふるさと保全通信」 第 91 号(2020. 7. 29)

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室



高めよう 地域協働の力!

\*\*\*\*\*

多面的機能支払のメールマガジン「農村ふるさと保全通信」の第 91 号をお届けします。

今回の活動組織紹介では、景観保全に力を入れた活動を行い様々な組織との連携のもと地域の移住者を増やしている組織について紹介します。

事務局からは、多面交付金を活用した災害復旧対応、農業・農村の多面的機能の普及・啓発に資するパンフレットについて紹介します。

--- 第 91 号の目次 -----

1. 活動組織の紹介  
☆安和美環推進会（高知県須崎市）☆
2. 多面交付金を活用した災害復旧対応について（続）
3. 「農業・農村の多面的機能」パンフレットの紹介  
（編集後記）

-----

## ■1. 活動組織の活動紹介■

### ～ 安和 美 環 推進会(高知県須崎市)～

#### ～地区概要～

高知県須崎市の西南部に位置し、三方を山、一方を海に囲まれた地域で、山の斜面を利用して 枇杷 等の栽培が盛んに行われています。

本活動組織は平成 19 年度に設立され、現在では、農用地 14.3ha、水路 7.7km 等を対象に活動を行っています。

#### ～主な取組～

集落毎に日程を決めて、集落全体で 6 月と 10 月に年 2 回の草刈りを、3 月には泥上げを実施しています。

また、地域全体で農地や農村環境を守っていくとの考えのもと、特に景観保全に力を入れて活動をしています。慣れない作業に苦労しながらも、アジサイ等の植栽活動を続け、今では地区の季節の風物詩として親しまれています。また、この活動が波及し、山を美しくする支援団体(賢山<sup>けんやま</sup>の会)が有志で結成され、桜や紅葉の植樹を行う活動にもつながっています。

そのほか、地域の将来を担っていく子供の食育活動の一環として、小学校 PTA 等と協力し、米作りや芋作り体験なども実施しています。

本活動組織の取組を契機に、様々な組織が連携した地域活性化の活動のほか、空き家を活用した移住や U ターンの推進などにより、地域の移住者が増加しつつあります。

今後は、地域活動拠点施設(集落活動センターあわ)とも連携した活動を行い、この町に住みたいと思われる地域づくりを目指していきます。



安和地区周辺で栽培される枇杷



景観植物の手入れ



水路の泥上げ



稲刈り体験